特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年4月5日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(別添3)変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	県税賦課徴収事務		
	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。		
②事務の内容 ※	■一般的な事務の流れ(別添1参照) ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。 ③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。 ⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。 ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。		
	 ⑩収納状況を確認し、納付されていなければ督促状等を送付する。 ⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 ■特定個人情報を管理する県税の種類(参考) 個人県民税(※1)、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、県たばこ税、産業廃棄物税、鉱区税、狩猟税 (※1) 個人県民税は市町村が賦課徴収を行うが、市町村の同意を得て、県が徴収等を行う滞納者の情報のみ管理している。(地方税法第48条) 		
	<選択肢>		
③対象人数	[30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	税務総合システム		
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する機能。 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行や、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 4. 滞納管理機能 課税管理機能 課税管理情報と収納管理情報から、県税が未納となっている滞納者を抽出し、督促状の発付や、滞納整理等の状況を管理する機能。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 []税務システム []その他 ()		

システム2~5				
システム2				
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分についてのみ記載			
	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同で構築した全国共通の本人確認システムである。 主な機能としては以下のとおりである。			
	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された 本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新 情報を通知する。			
	2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人 の個人番号または4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽 出し、照会元に提供する。			
	3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報 を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。			
②システムの機能	4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。			
	5. 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキー に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面 上に表示する。			
	6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領 し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。			
	【留意事項】 住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、本県の「2. 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書」に記載のとおりである。 この評価書では、県税賦課徴収事務における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する項目を除き、当該項目以降における住民基本台帳ネットワークシステムの記載は省略する。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
2 = 7 0	[] その他 ()			
システム3				
①システムの名称	国税連携システム			
	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧 地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。			
②システムの機能	1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書 等データを受領する機能。			
	2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。			

	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	
	[] 宛名システム等	
	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)	
システム4		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	庁内の対象事務が情報提供ネットワークシステムによる情報連携に対応するため、業務ごとに個別に管理している特定個人を識別するための番号(業務利用番号)を、特定個人ごとに一意に付番される団体内統合利用番号に紐付けることにより、庁内対象業務を横断して特定個人を一意に識別可能とするための機能を持つシステムである。主な機能としては以下のとおりである。 1. 中間サーバー連携機能中間サーバー・連携機能中間サーバーが情報提供ネットワークシステムとの連携において特定個人を識別するために用いる符号の取得要求機能や、庁内対象業務が情報の提供を行うため中間サーバーへ副本を登録するための支援機能および情報の照会を行うための支援機能、提供された情報の取得を支援する機能。 2. 団体内統合利用番号付番機能統合宛名システム接続端末および個別業務システムからの要求に対し、庁内で特定個人を一意に識別するための団体内統合利用番号の割り当てを行い、各対象業務ごとに付番、管理している業務利用番号や基本4情報との紐付けを行う機能。 3. 宛名情報等管理機能団体内統合利用番号を主キーとして、紐付けられる業務利用番号や基本4情報の管理を行う機能。	
	[] 情報提供ネットワークシステム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム 	
	┃ []宛名システム等	
	[〇] その他 (中間サーバー)	
システム5		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムと各情報保有機関が保有する団体内統合宛名システムや既存システムとの間で、情報照会および情報提供を行うシステムである。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領 (照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の 提供を行う機能。 4. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 5. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 6. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	

③他のシステムとの接続

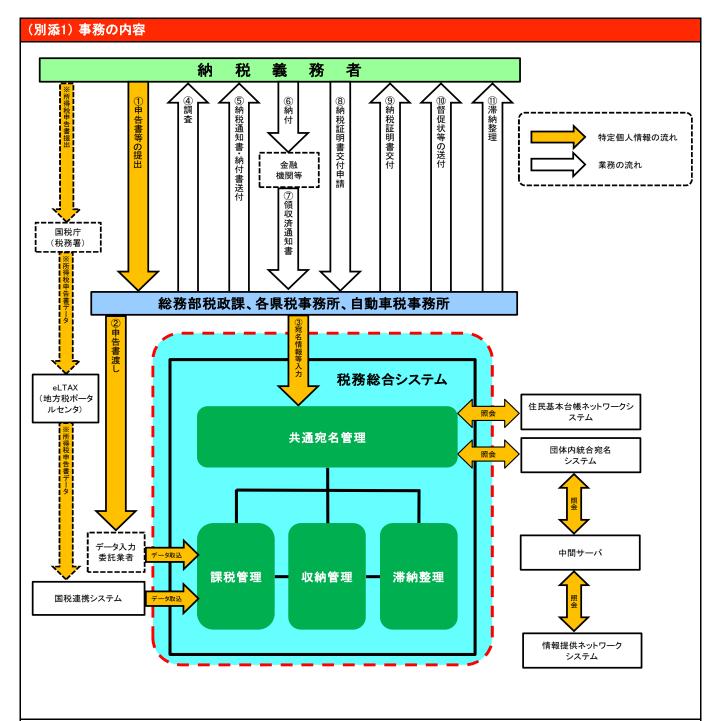
 [O] 情報提供ネットワークシステム
 [] 庁内連携システム

 [] 住民基本台帳ネットワークシステム
 [] 既存住民基本台帳システム

 [O] 宛名システム等
 [] 税務システム

 [] その他 ()
)

システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル	名			
税務総合システムファイル				
4. 特定個人情報ファイルを				
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、県税の申告書等に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 番号法においても、県税賦課徴収事務を行う上で、個人番号の利用や情報提供ネットワークシステム による情報連携が規定されている。			
②実現が期待されるメリット	県税の申告書等へ個人番号が記載されることや、情報提供ネットワークシステムを利用することで、県 が脱野の収集をは、必要な情報が効率的に取得できる。			
5. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条			
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項			
7. 評価実施機関における担当部署				
①部署	総務部税政課			
②所属長の役職名	<mark>職名 </mark> 課長			
8. 他の評価実施機関				



(備考)

■一般的な事務の流れ

- ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。
- ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。 ③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。
- ⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。
- ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。
- ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。
- ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
- ⑩収納状況を確認し、納付されていなければ督促状等を送付する。
- ⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務総合システムファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	県税の納税義務者および課税調査対象者
	その必要性	県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
	その妥当性	1. 識別情報(個人番号等) 個人を正確に特定するため 2. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)および連絡先(電話番号等) 納税通知書等の送付先や、課税調査等において本人との連絡等に必要であり、また個人番号の真正 性の確認に必要なため 3. 国税関係情報 県税の課税調査において、所得税の確定申告書等データを利用するため 4. 地方税関係情報(※県税を扱うファイルであることが前提のため、市町村税に関してのみ記載) 県税の賦課徴収の情報として管理するため 5. 障害者福祉関係情報 障害者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため 6. 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため 7. 雇用・労働関係情報、年金関係情報 滞納整理を行う際の情報として管理するため 8. 災害関係情報 被災者に対する県税の減免を決定する際の情報として管理するため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署		総務部税政課

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇] 本人又は本人の代理人	
			[O]評価実施機関内の他部署 (総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所) 属	
①入手元 ※	. ×.		[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁)	
⊕入于元 ※			[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県市町村)	
			[]民間事業者 ()	
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)	
			[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ	
②入手方	·法		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム	
<i>©</i> ,,,,,			[〇] 情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (国税連携システム 統合宛名システム)	
③入手の時期・頻度		預度	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 個人番号の真正性および正確性を確認する都度 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度(都道府県) 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度(市町村) 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 県税賦課徴収事務において必要となる都度	
④入手に係る妥当性		当性	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等の提出により、必要な情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署(総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属) 税務総合システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等(国税庁) 県税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市町村) 県税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 5. その他(地方公共団体情報システム機構) 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。	
⑤本人への明示			県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条(別表第一の16)に規定されている。 納税義務者からの申告書等の提出において、県税事務所等の窓口で対応する場合のみ、特定個人 情報の使用目的を本人に説明する。	
⑥使用目的 ※			県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
変更の妥当性		O妥当性		
		使用部署	総務部税政課、各県税事務所、自動車税事務所	
⑦使用の主体		使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		県税賦課徴収事務において、以下の管理事務を行うために使用する。 1. 共通宛名管理 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する。 2. 課税管理 申告書等による情報から県税の課税管理事務を行う。 3. 収納管理 県税の納税証明書の発行や、収納、還付、充当等の収納状況を管理する収納管理事務を行う。 4. 滞納管理 課税管理情報と収納管理情報から、県税が未納となっている滞納者を抽出し、督促状の発付や、滞納整理等の滞納管理事務を行う。				
	申告書等に記載されて納税義務者等の特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 県税の課税情報の確認については、本人から提出された申告書等に記載された個人番号を用いて、 情報提供ネットワークシステムで入手した情報と突合する。					
	情報の統計分析 ※	業務上、必要に応じて統計分析を行うことはあるが、特定の個人を判別しうる統計分析は行わず、作成する帳票にも個人番号は出力しない。				
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1. 地方税関係情報による県税の税額決定 2. 障害者に対する県税の減免決定 3. 生活保護者に対する県税の減免決定 4. 生活保護情報等に基づく滞納処分(執行停止、財産差押等)の決定				
9使用開	始日	平成28年1月1日				
4. 特定	個人情報ファイルの	の取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3)件				
委託事項1						
委託事功	頁1	税務総合システムの開発および運用管理業務				
委託事 项		税務総合システムの開発および運用管理業務 税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般				
①委託内		税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 <選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
①委託内	容を委託する特定個	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 <選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体				
①委託内	を委託する特定個アイルの範囲対象となる本人の	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 <選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 1万人未満 1 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満				
①委託内	を委託する特定個アイルの範囲 対象となる本人の数	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 【特定個人情報ファイルの全体 】 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 《選択肢》 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 県税の納税義務者および課税調査対象者 委託先に特定個人情報ファイル全体を扱う権限を含め、全ての権限を有していなければ、税務総合システムの開発および運用管理を行うことができず、システムの安定稼働に著しい支障が生じるおそれがある。				
①委託内②取扱い人情報ファ	容を委託する特定個アイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 (選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢> 1) 1万人未満				
①委託内 ②取扱い 人情報ファ ③委託先	を委託する特定個アイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 「特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 (選択肢)				
①委託内 ②取扱い 人情報ファ ③委託先 ファイルの	容を委託する特定個アイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 における取扱者数 ・への特定個人情報	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般 「特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 (選択肢)				

再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。				
	⑨再委託事項	開発および運用管理業務の一部				
委託	事項2~5					
委託事項2		申告書等のデータ入力業務				
①委託	托内容	県税に係る申告書等のデータ入力による電子データの作成業務				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	県税の申告書等に記載された者				
その妥当性		番号制度に関する税制上の措置として、県税の申告書等に個人番号が含まれるようになり、税務職員のみでオンライン入力による対応は困難である。				
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 ○選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇] 紙 [] その他 ()				
⑤委託先名の確認方法		県ホームページに掲載				
⑥委託先名		特定の業者に委託しているのではなく、毎年度、一般競争入札による業者選定を行っている。				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
	8再委託の許諾方法	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。				
	⑨再委託事項	委託先からの承認申請が提出されない限り、再委託を許諾する事項は不明。 なお、委託先が再委託を行う可能性があるため、⑦において「再委託する」としているが、従前にお て、委託先から再委託の承認申請が提出されたことはない。				

委託事項3		国税連携システムASPサービスの導入および運用維持管理業務		
①委託内容		国税連携システムにかかるデータを格納するサーバ環境の運用維持管理		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの一部] (1) 特定個人情報ファイルの全体 (2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に 、おいる事業(法定業種)の課税調査対象者。		
	その妥当性	地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者しか受託できず、高度なセキュリティ基準を維持したまま業務の効率化とコストの削減が図れる。		
③委託	モ先における取扱者数	<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)		
⑤委託	光先名の確認方法	県ホームページに掲載		
⑥委 診	托先名	株式会社 NTTデータ		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。		
	⑨再委託事項	地方税共同機構の認定があること		
委託	事項6~10			
委託	事項11~15			
委託	事項16~20			
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[O] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない		
提供先1		県内の各市町長		
①法令上の根拠		番号法第19条9号		
②提供先における用途		個人県民税の滞納者に対して、県が行った徴収、滞納処分の確認		
③提供する情報		個人県民税の滞納者に対して、県が行った徴収、滞納処分		
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		個人県民税の滞納者のうち、県内各市町の同意を得て、県が徴収等を行う者		

	[]情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
6 6 提供方法	[]電子メール	[〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少旋跃 刀法	[O] フラッシュメモリ	[〇]紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	毎年3月に1回	
提供先2~5		
提供先2	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条13号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課資料	
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所	
④提供する情報の対象となる 本人の数	1) [1万人未満] 2) 3) 4)	選択肢> 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	国税連携システムで入手した所得税の申告 告者	書情報のうち、他の都道府県において賦課する所得税の申
	[]情報提供ネットワークシステム	[〇] 専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
©1Æ № 73 /Д	[] フラッシュメモリ	[]紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	該当するデータがあった場合に随時	
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		選択肢>
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1) 2) 3) 4)	はいなり 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
	[]庁内連携システム	[] 専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[]紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去 <税務総合システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であ り、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 ②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場 所で、鍵付きの入退室管理が行える室に保管する。 <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定 個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管 理がされた施設のサーバ内に保管する。 <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、 データセンター社員による巡回監視を行っている。 ①保管場所 ※ ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生 体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館およびサ バー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。 <その他の措置> ①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。 また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 20年以上] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない 県税賦課徴収事務において管理している課税情報、収納情報、滞納情報については、過年度分の税 額の更正や、賦課徴収等に関する訴訟、不服審査の対応等に必要な期間(※1)を経過後、速やかに消 去する。 しかし、共通宛名情報で管理している特定個人情報については、その情報を所有してから、不要となる 時期を一元的に年数等で判断することができないため、明確な保管期間は定めることができない。 ②保管期間 例えば、自動車税を例に挙げると、納税義務者が自動車を所有している限り、毎年度課税対象となる が、今年度の自動車税の納付を確認したことで、共通宛名情報から当該納税義務者の情報を消去する と、翌年度以降の賦課徴収事務に多大な支障が生じる。 その妥当性 このため、共通宛名情報については、保管年数を明記することはできないが、共通宛名情報と紐付く 課税情報等が既に消去されている場合においては、速やかに消去する。 (※1) 時効の中断等、特別な場合を除くと最長7年間となる。 【留意事項】 保管期間については、適当な選択肢がないため、想定される最長期間として、20年以上を選択してい る。 <滋賀県における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については、復元できないよう完全に消去す る。 ②申告書等の紙媒体については、裁断処理後に廃棄する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は滋賀県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラット フォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ③消去方法 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去 する。 く国税連携システム(受信サーバ)における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライ アント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。

消去する。

②データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づきASPサービス提供事業者が

7. 備考		
_		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■税務総合システムファイル全記録項目(981項目)

■宛名管理(86項目)

【共通番号】納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、氏名名称、氏名名称カナ、市町村コード、住所、開始年月日/生年月日、性別、真正性確認年月日、真正性確認根拠、根拠元、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字データレコード数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、団体統合あて名フラグ、ユーザID

【納税者】納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、法人格コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日/生年月日、終了年月日、登録年月日、ユーザID

【納税者補記】納税者番号、代表者/勤務先氏名名称、勤務先支店営業所名、代表者/勤務先氏名名称カナ、代表者/勤務先住所 コード、代表者/勤務先郵便番号、代表者/勤務先住所、代表者/勤務先番地、代表者/勤務先方書、代表者/勤務先電話番号

【気付送付先】納税者番号、気付送付先人格区分、気付送付先法人格コード、気付送付先氏名名称、気付送付先氏名名称カナ、気付送付先支店営業所名、気付送付先住所コード、気付送付先郵便番号、気付送付先住所、気付送付先番地、気付送付先方書、気付送付先カスタマバーコード、気付送付先電話番号、気付送付先登録年月日、ユーザID

【口座】納税者番号、口座連番、口座履歴連番、金融機関コード、店舗コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、口座メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、ユーザID

■個人事業税(124項目)

【国税申告】国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、営業等所得金額、総所得金額、合計所得金額、申告納税額、青色申告特別控除額、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、月日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日

【賦課】課税番号、事業年、事務所コード、定期随時区分、申告年月日、決議年月日、通知年月日、文書番号、調定番号、国税番号、納期選択区分、法定納期限、納期限、税額、随時税額、調定額、今年度調定額累計、過年度減額、徴収課税作成済区分、調定年月日、統計年月、現過区分、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本県分数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分、業種区分、収入金額、所得金額、青色申告特別控除額、非課税区分、非課税額、業種税率、業種別課税標準総額、業種別課税標準本県分、業種別税額、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、減免区分、減免額、相続区分、相続関係課税番号、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、国税連携区分、口座振替区分、地域収税課、市町村コード、住所コード、家屋住宅一戸建棟数、家屋住宅貸間室数、家屋住宅以外一戸建棟数、家屋住宅以外貸間室数、家屋その他、土地住宅用契約件数、土地住宅用貸付総面積、土地住宅以外土地貸付件数、不動産貸付収入金額、社会保険診療収入金額、社会保険診療所得金額、自由診療その他所得金額、医療業等収入金額合計、医療業等所得金額合計、措置法適用区分

■不動産取得税(46項目)

【不動産賦課】整理番号、事務所コード、登録年月、賦課価格、賦課控除額、賦課免税点未満額、賦課課税標準額、賦課税額、賦課減額、賦課確定額

【不動産明細】整理番号、事務所コード、登録年月、取得年月日、登記年月日、建築年月日、登記番号、地目コード、用途コード、屋根 仕上コード、地上階数、地下階数、地積または延床面積、住宅面積、既存住宅面積、取得持分分子、取得持分分母、主体構造コード、 再建築費評点数、価格、1㎡当単価、所在地住所コード、所在地郵便番号、所在地住所、所在地地番、所在地方書、地番、登記地目 コード、固定台帳価格、家屋番号、1階面積、2階以上面積、地階面積、その他面積、筆戸数、棟数

■軽油引取税(125項目)

【納入課税】課税番号、事務所コード、事業者コード、業者区分、特徴者所在地区分、登録番号、事業者異動年月日、特徴者登録年月日、本県事業所等数、元売系列区分コード、支払区分コード、報償金額

【納付課税】課税番号、行為年月、申告種別、事務所コード、申告処理区分、申告年月日、更正決定決議年月日、通知年月日、文書番号、調査年月日、更正請求年月日、還付免除申請年月日、決議区分、課税年度、統計年月、調定種別、調定番号、調定年月日、調定決議年月日、現過区分、法定納期限、延長納期限、指定納期限、本税加算金区分、税率、本税額、本税調定額、加算金額、加算金額、定額、重加算金額、重加算金調定額、登録年月日、納入数量、輸出数量、免税証数量、免税証枚数、課税標準量、特元販売数量、特元販売控除数量、石油販売数量、石油販売控除数量、自動車消費数量、自動車消費控除数量、免税証枚数、免税譲渡数量、免税用途外数量、製造控除数量、免税証不正受給数量、免税証不正譲渡数量

【免税証明細】免税証番号、使用者証番号、交付年月日、事務所コード、整理番号、業種コード、リッター、交付年度、有効期限、返納事由コード、返納年度、返納年月日、無効区分、交付枚数、交付数量、交付年度、有効期限、リッター、返還控除本数、返還控除金額、税率、課税標準額、課税免除税額、不申告対象税額、不申告加算金率、過少対象税額、過少加算金率、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、被災本数、被災税額、補填額、補償額、調査年月日、文書番号

【使用者明細】使用者証番号、事務所コード、販売業者コード、管轄地コード、申請代表区分、共同使用者数、業種コード、交付年月日、使用者区分、法人格コード、使用者名称、使用者支店名、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、有効期間始期、有効期間終期、変更年月日、返納年月日

■自動車税・自動車取得税(86項目)

【申告書情報】事務所コード、標識コード、登録番号、申告年月日、申告同日枝番、申告書区分、申告区分、取得原因、自動車税課税区分、取得税課税区分、登録年月日、初度登録年月、用途、種別、営自区分、燃料区分、所有形態、納税義務者郵便番号、納税義務者方書、納税義務者氏名名称カナ、納税義務者生年月日、納税義務者電話番号、車両本体取得価額、取得税課税標準額、取得税税率、取得税税額、低燃費、低公害、自動車税年税額、自動車税課税月数、自動車税税額、グリーン化特例、合計税額、車台番号、納税義務者区分、バス区分、自動車税申告処理事由、取得税申告処理事由、取得税税率コード、取得税減免税額、自動車税減免税額、年式、OSS受付番号

【身障減免情報】課税年度、事務所コード、登録番号、標識コード、車検満了年月日、車台番号、課税コード、課税月数、課税番号、課税保留申告処理事由、決議区分、調定額、調定年月日、通知年月日、定期随時区分、年税額、納期限、自動車税減免税額、減額年月日、減免額、減免期間始期、減免期間終期、減免区分、減免申告処理事由コード、減免否認事由区分、減免有無区分、現過区分、申告決議年月日、申告処理区分、申告処理事由、納税義務者氏名、納税義務者住所、納税者番号、身障減免開始年度、身体障害者等氏名、前回申告処理区分、納税証明書発行可否区分、納税証明書発行停止事由コード、納税証明書発行停止年月日、納税証明書発行停止理由、非課税等開始年月日、非課税等申告処理事由コード、OSS受付番号

■県たばこ税(46項目)

【たばこ】事務所コード、課税番号、期別、申告処理コード、申告決議年月日、税歴種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、統計年月、調定年月日、法定納期限、納期限、延長納期限、確定額、調定額、加算金情報、本数情報、税額、課税免除本額、課税免除税額、返還控除本数、返還控除金額、税率、更正請求年月日、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告過年度減額、過少対象税額、過少加算金率、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加過年度減額、被災本数、被災税額、補填額、補償額、返還控除できない額、調査年月日、重加対応数量

■産業廃棄物税(58項目)

【課税】課税番号、納入納付区分、実績年、税歴番号、事務所□一ド、調定種別、申告年月日、通知年月日、更正決定決議年月日、文書番号、更正請求年月日、申請年月日、申告期限、延長納期限、納期限、指定納期限、法定納期限等、繰上徴収期限、課税年度、統計年月、調定決議番号、調定番号、調定決議年月日、調定年月日、決議区分、本税加算金区分、課税標準量、調定重量、税率、税額、免除額、調定額、申請額、納入義務免除区分、調査年月日、予知区分、対象税額、加算金率、加算金額、調定額、現年減額、現年減額件数、滞納繰越減額、滞納繰越減額件数、歳出還付額、歳出還付額件数

【処分場】課税番号、事務所コード、処分場処理区分、納入登録番号、納付登録番号、交付年月日、返納年月日、通知書発付年月日、 納付終了年月日、報償金支払区分、報償金額、報償金額年度

■鉱区税(32項目)

【鉱区】事務所コード、登録番号、課税番号、課税年度、現過区分、異動年月日、登録年月日、抹消年月日、期間満了日、課税番号、開始年月日、終了年月日、異動事由コード、異動事由名称、入力年月日、県コード、都道府県名称、試・採掘区分、試・採掘名称、鉱種区分、存在期間、当県面積、他県情報、税率、課税標準、減免情報、確定税額、既確定税額、面積異動情報、賦課情報、共同鉱業権者人数、所在地

■狩猟税(10項目)

【狩猟税】課税番号、課税年月、課税年度、事務所コード、登録年月日、調定年月日、調定決議年月日、調定番号、件数、税額

■収納(127項目)

【収納状況照会/納稅証明書】納稅者番号、氏名名称、住所、事務所、稅目、課稅年度、状態、課稅番号、登録番号、期別、納期限、申告処理区分、申告決議年月日、調定年月日、法定納期限、納期限、特例延長期間、本稅未納額計、延滞金未納額計、加算金未納額計、未納額合計、延滞金試算日、調定年月日、当初本稅法人県稅割、当初法人県均等割、当初延滞金、当初法人事業稅、当初法人延滞金、当初過少申告加算金、当初不申告加算金、当初重加算金、現在本稅法人県稅割、現在法人県均等割、現在延滞金、現在延滞金、現在法人事業稅、現在法人延滞金、現在過少申告加算金、現在不申告加算金、現在重加算金、収納本稅法人県稅割、収納法人県均等割、収納延滞金、収納法人專業稅、収納法人延滞金、収納過少申告加算金、収納不申告加算金、収納重加算金、未納本稅法人県稅割、未納法人県均等割、未納延滞金、未納法人事業稅、未納法人延滞金、未納過少申告加算金、未納不申告加算金、未納重加算金、納通等送達区分、通知年月日、納通等文書番号、本稅県督促送達区分、本稅県督促年月日、本稅県督促文書番号、事督促送達区分、事督促年月日、事督促文書番号、催告発付年月日、欠損決議年月日、事欠損決議年月日、猶予終期、猶予事由、法人事業稅內訳、振替、利子割控除還付額、利子割控除還付未済額

【過誤納照会】納税者番号、氏名/名称、住所/所在地、事務所、税目、課税年度、期別、課税番号、登録番号、申告処理区分、申告決議年月日、過誤納番号、過誤納発生年度、過誤納発生年月日、還付(充当)予定年月日、過誤納発生理由、過誤納状態、支払年月日、支払通知番号、支払方法、過誤納金額本税、過誤納金額延滞金、過誤納金額過少申告加算金、過誤納金額不申告加算金、過誤納金額重加算金、還付加算金額本税、還付加算金額延滞金、還付加算金額過少申告加算金、還付加算金額不申告加算金、還付加算金額重加算金、還付加算金計算明細、支払年度、支払通知番号、支払年月日、支払金額、支払方法、還付委任状有無、氏名/名称、住所/所在地、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人カナ、利子割還付額、充当内訳、過誤納金額計、還付加算金額計、還付充当可能金額計、歳入過誤納金額、歳出過誤納金額、充当額、還付額、還付委任状有無

■滞納管理(241項目)

【滞納情報管理】納税者番号、電話番号、携帯電話番号、氏名名称カナ、生/設立年月日、氏名/名称、住所/所在地、携帯会社、納付約束、勤務先等調査結果、預貯金調査結果、固定資産調査結果、記事、事務所、課税番号、課税年度、期別、申告処理区分、本税額、延滞金額、加算金合計額、加算金区分、承継、関連者、税目、登録番号、納期限、申告決議年月日、本税未納額、延滞金未納額、加算金未納額、状況、消滅予定日、折衝履歴」分類、折衝履歴」実施内容、折衝履歴」相手、折衝履歴」内容、折衝履歴」結果、折衝履歴」予定日、折衝履歴」方針、折衝履歴」対応者、財産」調査年月日、財産」区分、財産」種類、財産」換価状態、財産」決議年月日、財産」概

要、収納状況_領収年月日、収納状況_収納年月日、収納状況_収納区分、収納状況_合計収納額、収納状況_税目、収納状況_課税番号、収納状況_登録番号、収納状況_課税年度、収納状況_期別、収納状況_申告処理区分、収納状況_申告決議年月日、収納状況_本税収納額、収納状況_延滞金収納額、収納状況_加算金合計収納額、滞納整理区分、財産区分、換価状態、起案日、申告/発付日、通知日、始期、終期/期限、整理番号、取消起案日、取消通知日、未納調定、本税合計未納額、延滞金合計未納額、加算金合計未納額、合計未納額、仮収納有無区分

【財産管理】納税者番号、事務所コード、財産区分、状態区分、財産調査年月日、債務者氏名名称、債務者住所、記事、金融機関、店舗、預金種別、口座氏名、口座住所、口座番号、預金金額、給与口座、勤務先名称、勤務先住所、給与支給額、電話加入権電話番号、設置場所、保険、契約有無、保険種類、証券番号、保険金額、保険契約者、被保険者、保険金受取人、電話番号、携帯電話番号、生年月日、世帯構成、勤務先 名称、勤務先 所在地、所得額、年金所得額、生活保護

【滞納者】納税者番号、文書止め区分、分納有無区分、滞納整理除外区分、所在調査区分、財産調査区分、携帯電話会社、記事、調査年月日、調査実施、調査結果、氏名名称、住所、差押財産、事件番号、税目コード、担当者、事務所、課税番号、課税年度、期別、引継本税額、引継過少加算金額、引継不申告加算金額、引継重加算金額、引継延滞金額、納税者区分、分納有無、不納欠損有無、差押有無、参加差押有無、交付要求有無、払戻請求書有無、公売有無、差押予告発付、固定資産調査結果、記事、事務所、課税番号、課税年度、期別、申告処理区分、本税額、延滞金額、加算金合計額、加算金区分、承継、関連者、税目、登録番号、納期限、申告決議年月日、本税未納額、延滞金未納額、加算金未納額、状況、消滅予定日、折衝履歴」分類、折衝履歴」集施内容、折衝履歴」相手、折衝履歴」内容、折衝履歴」為定日、折衝履歴」方針、折衝履歴」分類、折衝履歴」実施内容、折衝履歴」相手、折衝履歴」内容、折衝履歴」持定、財産」関係上、財産」を引入、財産、利益、財産」関係上、収納状況」収納区分、収納状況」合計収納額、収納状況、規目、収納状況、課税番号、収納状況」領収年月日、収納状況」収納年月日、収納状況、収納状況」申告処理区分、収納状況」申告決議年月日、収納状況、課税番号、収納状況」延課金に対し、収納状況」即別、収納状況」申告処理区分、収納状況」申告決議年月日、収納状況」本税収納額、収納状況」延滞金収納額、収納状況」加算金合計収納額、滞納整理区分、財産区分、換価状態、起案日、申告/発付日、通知日、始期、終期/期限、整理番号、取消起案日、取消通知日、未納調定、本税合計未納額、延滞金合計未納額、加算金合計未納額、合計未納額、仮収納有無区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

税務総合システムファイル

the state of the same of the s		
り 性学用 1 棒形の 1 3	・ / 作事表は144 /Ht ウ ぃ, L IT/プ;	シフニノを通じたる手を殴んし
	- 1 1日 年以1定1大インツト・ノー・ソ	システムを通じた入手を除く。)

2. 付企個人情報の人士(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	県税の申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することしかできない。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。				
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	県で作成する申請書等の様式に不必要な項目を含まないようにする。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外 は情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不要な情報の入手の抑止を図 る。 国税連携システムで送信される情報は、法令等により定められた様式を用いるため、必要な情報以外 を入手することができない。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、特定個人情報の使用目的等を本人に口頭で説明することを徹底し、本人が使用目的を認識した上で、申告書等を提出してもらう。 住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は個人番号の情報照会ができない仕組みとなっている。 また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不適切な方法による入手の抑止を図る。 国税連携システムによる情報の入手はeLTAX(地方税ポータルセンタ)からの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人性					
入手の際の本人確認の措置 の内容	納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。 代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う。 国税連携システムで送信される情報は、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。				
個人番号の真正性確認の措置の内容	税務総合システムの既登録の共通宛名情報により真正性を確認する。確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムを利用し、申告書等に記載された個人番号と相違がないか真正性を確認する。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容					
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク	4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
		納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際には必ず職員が対面にて収受し、内容を確認する。
		収受した申告書等は、税務総合システム等への入力後、頻繁に閲覧する必要がなくなれば鍵付きの ロッカー等で保管する。 納税義務者等が郵送により、申告書等を提出する場合は、必ず郵便または信書便を利用し、記載事
リスク	に対する措置の内容	項や添付書類に漏れがないよう、また送付先に誤りがないよう十分に確認の上、税政課、各県税事務所等に送付することを、広く案内する。 電子媒体で入手する場合は、業務専用の電子媒体を使用し、ファイルにパスワードをかける。利用終
		了後は、速やかに電子媒体からファイルを削除する。 国税連携システムは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信を行っている。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	固人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_ 3. 特	定個人情報の使用	
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名シ の内容	ノステム等における措置 !	統合宛名システムは、接続が許可される利用者が限定されている。 また、統合宛名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであるため、県税賦課徴収事務に必要のない情報との紐付けを行うことは不可能である。
	で使用するその他のシ における措置の内容	統合宛名システムを除いて、税務総合システムと直接的に接続したシステムはないため、必要のない 情報との紐付けが行われることはない。
その化	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーヤ	デ認証 の 管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	①生体認証によるログイン認証を行うことで、いわゆる「なりすまし」を防止する。 ②各利用者のログイン履歴を7年間保管し、定期的に不正なログインがないか確認する。 ③税政課、各県税事務所、自動車税事務所以外に設置されている端末からは接続できないように制限する。
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
		1. アクセス権限の発行 税務総合システムにおいては、管理者が、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務 に必要な範囲でアクセス権限を付与する。
	具体的な管理方法	2. アクセス権限の失効 人事異動や退職に伴い、税務総合システムにアクセスする必要がなくなった場合は、所属から情報を 入手後、速やかに失効処理を行う。また、アクセスログを分析し、長期間アクセスがない職員があれば、 該当の所属に状況を確認し、必要に応じて失効処理を行う。
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	①税務総合システムの操作者の利用可能な処理については、当該職員の職責に応じたアクセス権限ま を作成する。 ②アクセス権限表は、税務総合システムの管理者が定期的に不必要な権限を与えていないか、異動退 職情報が反映されているか等の確認を行い、必要に応じて是正する。

特定值	個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者、日時、画面名等)を記録し、7年間保管する。 なお、アクセス履歴には個人番号は記録しない。
7.01	ルの供写の中 京	離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロック(パスワード付)を徹底す
ての1	也の措置の内容	る。 また、10分間操作しないことにより、自動的に画面ロック(パスワード付)がかかるように設定する。
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	73: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスク	に対する措置の内容	職員の職責に応じたアクセス権限の管理により技術的に制限するとともに、税務職員が集まる研修や 会議の場において、随時、事務外で使用することがないよう周知する。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	74:特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク
リスク	に対する措置の内容	システム管理者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを職員等が使用している 端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定值	個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置
ı		
4. 特	詩定個人情報ファイル の	の取扱いの委託 []委託しない
委託 委託	先による特定個人情報の)不正入手・不正な使用に関するリスク)不正な提供に関するリスク)保管・消去に関するリスク 用等のリスク
情報化	保護管理体制の確認	〈開発・運用管理業務〉 委託先には、県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめ、特定個人情報の持ち出し等を許可しない。 〈データ入力業務〉 委託先の選定にあたり、特定個人情報ファイルを適切に扱うことができる管理体制が人的、物理的、技術的に確保されているかどうかを事前に確認する。 〈国税連携システムASPサービス〉 国税連携システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。
	個人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない
	具体的な制限方法	<開発・運用管理業務> 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う場合には、委託先として共有ユーザで管理をすることなく、業務従事者ごとに生体認証によるユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス権限の設定をする。 <データ入力業務、国税連携システムASPサービス>

特定値いの記	固人情報ファイルの取扱 記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	等)の記録を取り、7年間保管でなお、アクセス履歴には個人	する。 番号は含 Bファイル・	めない。 を取り扱う際には、必要事項 める。	履歴(利用者ID、操作日時、画面ID 頁(作業日時、従事者、取扱理由、作
特定侧	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	にとどめるため、委託先から他 <データ入力業務、国税連携3	者に特定 ンステムA 引および、	個人情報を提供することは SPサービス> 複写、複製を禁止している。	加えて業務従事者の秘密保持誓約
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	県から委託先に電子媒体等に 定期的に、特定個人情報ファ <データ入力業務> 業務委託をしている申告書等 <国税連携システムASPサー	より、特定 イルへの Fの紙媒体 ビス> 合行政ネッ	:個人情報を提供することはアクセス履歴を確認することなる。	ステムの直接操作にとどめるため、 はない。 とで、不正な利用がないか確認する。 引したデータ連携に限定されており、
特定個	 固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託先が特定個人情報を消去 〈データ入力業務〉 業務完了後に、申告書等の終 委託先が保持しているデータ ることを義務付ける。 また、特定個人情報が適切に 〈国税連携システムASPサー 保管期間経過等により、不要 アント端末)で定められた手順	する必要 紙媒体かて に 削除 > に と 判断 トレーン に より し かん に こ より に 本 で こ と かん で こ かん で かん かん で かん	はない。	で消去し、その確認書を県に提出すが現地調査を行う。 情報は、操作手引書(国税連携クライ 去する。 基づき受託者が消去する。なお、特
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	ファイルについても、より厳格な ・適正な取扱い ・秘密の保持 ・承諾なしに複写、複製を行う ・県による取扱い状況の調査	な取扱いを 寺・安全の うことの禁 ・事故発	求める。 寉保の措置 ・取得の制限 止 ・資料等の返還 ・従事 注の報告 密保持誓約を保証するため	
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	3)十分に行っていない	
	具体的な方法	る。	託先と同様		を記載した文書の提出を求めているの。者の秘密保持誓約を保証するため、
その他	也の措置の内容	_			

					✓ '82 +D D+ \		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_	-						
5. 特	定個人情報の提供・移転	ま (委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	▲を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われる	Jスク				
特定値 の記録	国人情報の提供・移転 :	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2)記録を残していない	
	具体的な方法	提供を行 [・]	う者の名称、提供日等	∮の必要될	事項の記録を残している。		
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	各県税 内各市町 <国税連 全都道	に送付または手渡す 携システムによる所名	景長の決裁 こととして 身税データ は課徴収事	いる。 タ>	『スワードを設定した電子媒体で県 ムであり、システム上、提供先も他	
その他	の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
リスク	く個人県民税の滞納者情報>				している。		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してし	まうリスク、誤った相っ	手に提供			
リスク	(個人県民税の滞納者情報> 複数の職員で確認する等、情報の誤りおよび送付先に誤りがないように徹底する。 <国税連携システムによる所得税データ> 複数の職員で確認する等、誤った都道府県に送付することのないよう徹底する。						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置						
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
	<滋賀県における措置> 特定個人情報の照会が、番号法で認める。また、税務総合システムおよび統合宛 を講じる。					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置①情報照会機能(※1)により、情報提供ネ証の発行と照会内容の照会許可用照合リ報提供ネットワークシステムから情報提供り、番号法上認められた情報連携以外のリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記オンライン連携を抑止する仕組みになって	ットワークシステムに情報照会スト(※2)との照合を情報提供さいでいる。 許可証を受領してから情報照代 では、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	トットワークシステムに求め、情会を実施することになる。つまり、目的外提供やセキュリティ は認証の他に、ログイン・ログア			
	(※1) 情報提供ネットワークシステムを使機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネット 照会者、情報提供者、事務および特定個ノ	トワークシステムを使用した特別	を 関 人情報の提供に係る情報			
	るもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認 情報へのアクセス制御を行う機能。	証と職員に付与された権限に基	基づいた各種機能や特定個人			
リスクへの対策は十分か	ि निमंद्रिक]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 安全が保たれない	- 方法によって入手が行われるリスク					
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置①中間サーバーは、特定個人情報保護委ネットワークシステムを使用した特定個人 保されている。	員会との協議を経て、総務大臣				
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける ①中間サーバーと既存システム、情報提供た行政専用のネットワーク(総合行政ネット	共ネットワークシステムとの間は				
	②中間サーバーと団体についてはVPN等の信を暗号化することで安全性を確保してい		信回線を分離するとともに、通			
リスクへの対策は十分か	[ተክርመる]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委ネットワークシステムを使用して、情報提供 個人情報を入手するため、正確な照会対象	員会との協議を経て、総務大目 t用個人識別符号により紐付け	られた照会対象者に係る特定			
リスクへの対策は十分か	L TACOO J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※1)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。					
	る。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない					
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全管理規程	大分に整備している <選択肢> <選択肢>					
④安全管理体制・規程の職 員への周知						
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	〈税務総合システムにおける措置〉 ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場所において、鍵付きで、入退室管理が行える室に保管する。 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 〈国税連携システム(受信サーバ)における措置〉 ①ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 ②申前・バー・ブラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 〈その他の措置〉 ①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。					
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	<					
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

⑧事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【 発生あり] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし
その内容	【事案①】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」「にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘の連絡があり、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。 【事案②】 「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6.646件(うち公表不可5.095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。 職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。 令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。 【事案③】 「喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」「ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」「ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」「ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」「ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」「ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた場間に「たばこ対策」で記述は対策されている現代では対策されている場面に対策が発見した。 今和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。
再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択版> 1)保管している 2)保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と区別して保管している訳ではないため、生存者と同様の方法となる。

その他	也の措置の内容	-				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古い	ハ情報のま	ま保管され続けるリス	ク		
リスク	プスクに対する措置の内容 定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムで管理している最新の特定個人情報と、税務総合シテムで保管している特定個人情報に相違がないか確認を行う。				特定個人情報と、税務総合シス	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつ	つまでも存在するリスク	ク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容		経過等により、不要と の紙媒体については		た特定個人情報については復元 後に廃棄する。	できないよう完全に消去する。
その他	也の措置の内容	ı				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその	他のリスク及びそのリ	スクに対	対する措置	
_						

Ⅳ その他のリスク対策※

①自己点検		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法				管理者用の個別チェックシートをそれぞれ作成し、評価書の記載 回税務職員を対象に個別チェックを実施する。
2)監査	<u> </u>	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	賦課徴 1回実が ■評値 ・値。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	収事務を行う全ての所属	属(税政語 このチェン をで、体会全 で、 会会全管	整備 理措置 理措置の周知・教育
2. 従	業者に対する教育・科	啓発			
	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・ 税税 たな	国人情報の取扱いに関し 総合システムの操作研修 戦員の違反行為が確認さ で、所属長および本人を よう指導徹底し、必要に 事業者(再委託を含む) 契約書の内容についての 人情報保護に関する特請	をや担当場と 呼び 周事項の 日本者に 日本者に	の遵守を義務付けていること。 いては、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。
3. そ	の他のリスク対策				

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの 「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)					
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。					
③手数料等	(運択肢> (手数料額、納付方法:写しの交付を求める場合は実費相当額が必要					
④個人情報ファイル簿の公表	(選択肢> (選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
個人情報ファイル名	個人事業税事務、不動産取得税事務、軽油引取税事務、自動車税事務、自動車取得税事務、 県たばこ税事務、産業廃棄物税事務、鉱区税事務、狩猟税事務、県税収納管理事務、 県税滞納整理事務、県税に係る不服審査事務					
公表場所	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー					
⑤法令による特別の手続	_					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等	: _					
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217					
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令に照らし、適切に回答する。					

VI 評価実施手続

VI 評価美施于稅	,
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施・県ホームページへの評価書(案)の掲載・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知・総務部税政課、県民生活部県民活動生活課県民情報室、県立図書館、県立大学および各合同庁舎行政情報コーナーへの評価書(案)の配架
②実施日・期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの31日間
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	 特定個人情報の取扱いについて 2件 ・外部委託契約について 1件 ・中間サーバの取扱いについて 1件 ・eLTAX の権限管理および外部連携について 1件 ・EBPM、事故対応について 1件 ・特定個人情報の真正性について 1件 ・システム整備の評価について 1件
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年11月21日から令和5年12月14日まで
②方法	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問
③結果	本評価書に記載された修正後の特定個人情報ファイルの取扱いについて、点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。
4. 個人情報保護委員会の)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	特定個人情報の開示・訂正・	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム ページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこ と)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 - ②請求方 法」の特記事項	_	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請 求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求」の③手数料等	(手数料額、納付方法:)	(手数料額、納付方法:写しの交付を求める場合 は実費相当額が必要)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 - ④個人情報 ファイル簿の公表」の公表場 所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 — 5. 特定個人情報の 提供・移転 — 提供先1」の① 法令上の根拠	番号法第19条8号	番号法第19条9号	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月1日	「II 特定個人情報ファイルの 概要 - 5. 特定個人情報の 提供・移転 - 提供先2」の① 法令上の根拠	番号法第19条12号	番号法第19条13号	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」の⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課において、過去に開催したイベントの参加者と女性有識人材リスト登録者からなる個人情報373人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人分はパスワード設定なし)が記録されていた可搬型ハードディスクを紛失したことが判明した。平成25年3月18日(月)には所定の保管場所(執務室内事務机脇置きの上)にあることが確認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認するまでの間に紛失したものと思われる。		事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故	事故を受けて、本県セキュリティ対策基準等に基づき、下記の事項を徹底するよう職員に周知した。 ・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化を徹底する。 ・個人情報を外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)で保管する場合はパスワード設定を徹底する。または、盗難や紛失の危険性が低いファイルサーバ等での保管を行う。	_	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	従業者に対する教育・啓発 一	書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合政策部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝	を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。	事後	重要な変更に当たらない変更(組織名称の変更)
平成28年4月1日	「V 開示請求、問合せ — 1. 特定個人情報の開示・訂正・	丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	利用停止請求 - ④個人情報	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I基本情報 - 7.評価実施機関における担当部署」の② 所属長	課長 大﨑 泰弘	課長 渡邉 康之	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
	「V 開示請求、問合せ - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の①連絡 先		総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク」の⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容		平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。平成27年1月まで県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないまま、平成30年3月に市の課長が本事案について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事案の経過について確認を行った。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年4月1日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」の再発防止策 の内容	_	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年5月31日	「I基本情報 - 5.個人番号の利用」の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89 の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「I基本情報 - 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
平成30年12月14日	「I基本情報 - 7.評価実施機関における担当部署」の② 所属長の役職名	課長 渡邉 康之	課長	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 – 2.基本情報」の⑤保 有開始日		2016/1/1	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「II 特定個人情報ファイルの 概要 - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託」の委託 の有無		委託する 3件	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 — 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託」の委託 事項		委託事項3 国税連携システムASPサービスの 導入および運用維持管理業務 を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「II 特定個人情報ファイルの概要 - 6. 特定個人情報の保管・消去」の①保管場所	(略) <国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 (略)	(略) <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ②和に設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 - 6. 特定個人情報の保 管・消去」の③消去方法	(略)	(略) <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ①保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。②データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づきASPサービス提供事業者が消去する。	事前	事後で足りるものの任意で事 前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 2. 特定個人情報の入 手 - リスク1:目的外の入手 が行われるリスク」の対象者 以外の情報の入手を防止する ための措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信 先が判定されるため、対象者の情報しか入手することができない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク1:目的外の入手 が行われるリスク」の必要な情 報以外を入手することを防止 するための措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、法令等 により定められた様式を用いるため、必要な情 報以外を入手することができない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク2:不適切な方法 で入手が行われるリスク」のリ スクに対する措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムによる情報の入手はeLTAX (地方税ポータルセンタ)からの受信のみであり、それ以外の方法では入手できない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク3:入手した特定 個人情報が不正確であるリス ク」の入手の際の本人確認の 措置の内容	(略)	(略) 国税連携システムで送信される情報は、入手元 が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を 行った上で情報を入手していることが前提となっ ており、本県が当該入手元から入手する際は番 号法第16条が適用されない。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の入 手 — リスク4:入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク」のリスクに対する措 置の内容	(略)	(略) 国税連携システムは閉域網である総合行政 ネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化送信 を行っている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託」の情報 保護管理体制の確認	(略)	(略) <国税連携システムASPサービス> 国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 — 特定 個人情報ファイルの閲覧者・ 更新者の制限」の具体的な制 限方法	場合には、安託先として共有ユーザで管理を9 ることなく、業務従事者ごとに生体認証による	<開発・運用管理業務> 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を 特定し、当該業務従事者に秘密保持誓約書を 提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う 場合には、委託先として共有ユーザで管理をす ることなく、業務従事者ごとに生体認証による ユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス 権限の設定をする。 〈データ入力業務、国税連携システムASP サービス> 委託先にて特定個人情報ファイルを扱う業務 従事者を特定し、当該業務従事者に秘密保持 誓約書を提出させる。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 — 特定 個人情報ファイルの取扱いの 記録」の具体的な方法	(略)	(略) <国税連携システムASPサービス> 委託先において国税連携システムの操作履 歴を記録し、7年間保管することを義務付けてい る。 また、特定個人情報の適切な管理について調 査を行うことができる旨を契約書に明記してい る。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	個人情報の提供ルール」の委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール		(略) 〈データ入力業務、国税連携システムASP サービス〉 契約書において、目的外使用および、複写、 複製を禁止している。加えて業務従事者の秘密 保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の 提出を義務付けており、不正な利用を防止して いる。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 — 特定 個人情報の提供ルール」の委 託元と委託先間の提供に関す るルールの内容及びルール 遵守の確認方法	(略)	(略) <国税連携システムASPサービス> 委託先からの情報提供は総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したデータ連携に限定されており、送信の際も暗号化が施されている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 — 特定 個人情報の消去ルール」の ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	(略)	(略) <国税連携システムASPサービス> 保管期間経過等により、不要と判断した受信サーバの特定個人情報は、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。データ連携サービスの保管データについては、本県からの指示に基づき受託者が消去する。なお、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 - 委託 契約書中の特定個人情報ファ イルの取扱いに関する規定」 の規定の内容	<開発・運用管理業務およびデータ入力業務>「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。 ・適正な取扱い・秘密の保持・安全確保の措置・取得の制限・目的外使用の禁止・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止・資料等の返還・従事者への周知および監督・県による取扱い状況の調査・事故発生の報告 これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付ける。	「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。 ・適正な取扱い・秘密の保持・安全確保の措置・取得の制限・目的外使用の禁止・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止・資料等の返還・従事者への周知および監督・県による取扱い状況の調査・事故発生の報告 これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	事前	重要な変更
平成30年12月14日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」	また、再委託先においても委託先と同様の規	再委託を行う場合は、委託先から再委託を行う業務等、必要事項を記載した文書の提出を求めている。 また、再委託先においても委託先と同様の規定を設け、業務従事者の秘密保持誓約を保証するため、秘密保持保証書の提出を義務付ける。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	音・月云 - リスクリ: 特定個 人情報の漏えい・滅失・毀損リ スク - ⑤物理的対策」の具	(略) <国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名 システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 (略)	(略) <統合宛名システムにおける措置> ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 <国税連携システム(受信サーバ)における措置> ②ASPサービス提供事業者所有のデータセンターに設置され、24時間365日運転監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ②データセンター内は全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバ室は生体認証による入室管理がされている。 ③全機器はラックに設置され、常時施錠されている。 (略)	事前	重要な変更
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 1.基 礎項目評価」の①実施日	2014/12/11	2018/9/25	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 2. 国 民・住民等からの意見の聴 取」の①方法	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施・県ホームページへの評価書(案)の掲載・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知・総務部税政課、総合政策部県民活動生活課県民情報室および各地方機関行政情報コーナーへの評価書(案)の配架	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施・県ホームページへの評価書(案)の掲載・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知・総務部税政課、県民生活部県民活動生活課県民情報室、県立図書館、県立大学および各合同庁舎行政情報コーナーへの評価書(案)の配架	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 2.国 民・住民等からの意見の聴 取」の②実施日・期間	平成26年12月16日から平成27年1月15日まで の31日間	平成30年10月1日から平成30年10月31日まで の31日間	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 2.国 民・住民等からの意見の聴 取」の④主な意見の内容	〈〈IVその他のリスク対策 1.監査〉〉 公認情報システム監査人(CISA)等の専門資 格者の育成、または外部からの活用の検討に ついて	なし	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 2.国 民・住民等からの意見の聴 取」の⑤評価書への反映	行っていない。県ホームページに、提出された 意見に対する県の考え方を公表している。	_	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 — 3.第 三者点検」の①実施日	平成27年1月22日から平成27年3月27日まで	平成30年11月12日から平成30年12月7日まで	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月14日	「VI 評価実施手続 - 3. 第 三者点検」の③結果	本評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。また、事務の取扱いに当たっては、以下の事項にも留意することとする。 〇評価書の記載内容に変更があった場合は、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に報告するとともに、特定個人情報ファイルの取扱い状況を毎年、報告すること。	本評価書に記載された修正後の特定個人情報 ファイルの取扱いについて、点検の結果、記載 内容が適当である旨、答申を受けた。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年4月1日			丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)
	利用停止請求 - ④個人情報	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	従業者に対する教育。政発 -	書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議 等、税務職員が集まる場において随時、教育・ 啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直	人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。	事後	重要な変更に当たらない変更(組織名称の変更)
令和2年7月3日		の番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	人情報ファイルを取り扱う事務	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。 1. 所得税申告書等データの受領国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを明まる機能。	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。 1. 所得税申告書等データの受領国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。 2. 所得税申告書等データの回送地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを受領する機能。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)
	供ネットワークシステムによる	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	・番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
令和3年9月9日	「II 特定個人情報ファイルの 概要 - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 - 委託 事項3 - ②取扱いを委託す る特定個人情報ファイルの範 囲」のその妥当性	一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者しか受託できず、高度なセキュリティ基準を維持したまま業務の効率化とコストの削減が図れる。	地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者しか受託できず、高度なセキュリティ基準を維持したまま業務の効率化とコストの削減が図れる。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)
	「II 特定個人情報ファイルの 概要 - 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 - 委託 事項3 - 再委託」の⑨再委託 事項	一般社団法人地方税電子化協議会の認定があること	地方税共同機構の認定があること	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	「II 特定個人情報ファイルの 概要 — 6. 特定個人情報の保 管・消去」の①保管場所	ターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 つ中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更に当たらない変更 (中間サーバの機器更改にか かる変更)
令和3年9月9日	対策 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の情報 保護管理体制の確認	の利用における女主性及び信頼性を確保する ために必要な事項に関する基準」(平成25年総 教公生三第206号)の名担宅を満たした情報や	(略) <国税連携システムASPサービス> 国税連携システムの運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術の基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	ローちってしたが生し	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (略)	(略) (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (略)	事後	重要な変更に当たらない変更 (中間サーバの機器更改にか かる変更)
令和3年9月9日	人情報の漏えい・滅失・毀損リ	①中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館及	ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視および施錠管理をすることとしている。ま	事後	重要な変更に当たらない変更 (中間サーバの機器更改にか かる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	「IV その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 従業者に対する教育・啓発」 の具体的方法	書で通知することで、周知徹底を図る。・・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。・・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部情報政策課ICT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、	課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 ■委託事業者(再委託を含む) 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にパスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行っれず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないまま、平成30年3月に市の課たが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、下は課長間の引き継ぎも行われないまま、平成30年3月に市の課たがよびも事案について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事案の経過について確認を行った。	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和4年4月1日	個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑨過去3年以内	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	受託者に対する再発防止に向けた指導および 庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	「IV その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 従業者に対する教育・啓発」 の具体的な方法	書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議 等、税務職員が集まる場において随時、教育・ 啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直 ちに総合企画部情報政策課および総務部人事 課に報告した上で、所属長および本人を呼び出 し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後 同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に	■税務職員 ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。 (略)	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織名称の変更)
令和5年7月12日	対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク - ⑨過去3年以内	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の 委託先業者において、同事業の登録者に対し てボランティア情報をメール送信した際に、 「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、 誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信 者のメールアドレスが表示される状態となり、個 人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	・ 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の 検査事業の委託先事業者において、当該事業 の利用施設に対してアンケートをメール送信し た際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきと ころ、誤って全宛先が表示される状態で送信し たため、対象施設のメールアドレス:897施設分 (個人アドレスの可能性があるものを一部含 む。)が流出した。 ・ 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施 したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済 において使用したクレジット決済サービス会社 に対して、外部からの不正アクセスが発生し、 個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が 流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日		受託者に対する再発防止に向けた指導および庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。・新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年12月25日	「Ⅱ ファイルの概要 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項1」の⑥ 委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年12月25日	「Ⅱ ファイルの概要 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項3」の⑥ 委託先名	株式会社 TKC	株式会社 NTTデータ	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年12月25日	「VI 評価実施手続 - 1.基 礎項目評価」の①実施日	2018/9/25	2023/9/20	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
	「VI 評価実施手続 - 2.国 民・住民等からの意見の聴 取」の②実施日・期間	平成30年10月1日から平成30年10月31日まで の31日間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの 31日間	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	□ 特定個人情報ノアイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容	の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 ・ 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済	【事案①】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。【事案②】令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部合む。)が流出した。【事案③】令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	対策 一 7. 特定個人情報の保管・消去 一 リスク1: 特定	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・ 庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、クレジットカードを使用しない形での事業を検討する。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特・ 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容	名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。【事案②】令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信したの、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレスを入力すべきとしたが、対象施設のメールアドレス:897施設合したが、対象施設のメールアドレス:897施設合したが、対象施設のメールアドレスを入力すべきとしたが、対象施設のメールアドレスを入力すべきとしたが、対象施設のメールアドレス:897施設合したの、計算を表現であるものを一部合成の表現ではあるものを一部合成の表現である。かの表現ではあるものを一部合成の表現である。かの表現ではあるものをでは、対象を表現である。というでは、対象を表現である。というではないますがあるものをでは、対象を表現である。というでは、対象を表現では、対象を表現では、対象を表現である。というではないますがある。というではないる。というないるないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないるないる。というないるないる。というないる。というないる。というないる。というないるないる。というないる。というないるないる。というないるないる。というないるないるのののはないる。というないるののののはないるないる。というないるののののののののののののののののののののののののののののののののののの	喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容		【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	損リスク - 9過去3年以内	た。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するととも、機械のチェックのためのシステム導入や複数名職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 「事案④】 ・ 庁内で事をの共有および注意喚起を実施した。 「事案④】 ・ 庁内で事をの共有および注意喚起を実施した。 「事案④】 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県ホームページ上で公表しているが、通常、施設(飲度店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権度者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフして掲載した。【事案②】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフして掲載した。【事案②】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフして掲載した。名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管した名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	【事案①】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券の決済が疑われた。と話事業者を通じてクレジットカード決済サービス会社に調査を依頼した結果、同社の内部調査により事態が発覚した。 第二条②】 令事業の委託先事業者において、当該書業の表別によって全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部といる、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部といる、対象施設のメールアドレス:897施設合は、対象施設のメールアドレス:897施設合は、当が流出した。 を有名年10月時点で当該事業に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案③】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容		【事案④】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには1099件のアクセスがあった。「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった目の連絡があり、事態が発覚した。令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 7. 特定個人情報の 保管・消去 — リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク — ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」の再発防止策 の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正でもた。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正で管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械のチェックのためのシステム導入や複数を職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 「事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 「事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 「デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適様ができていたのものシステム導入ともも、機械の送信メールのBCC設定の徹を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底を害によ、複数人による確認を徹底する。 ・ 海料や文書等をホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載が、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年4月5日	↑ 其太情報―5 個人悉号の		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」 という。)第9条第1項 別表第24の項、第133の 項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定 める命令第16条、第72条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
令和7年4月5日	I 基本情報ー6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表49の項	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故	令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘の連絡があり、事態が発覚した。令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情	【事案①】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきとこ	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑨過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか」のその内容	の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が	【事案②】「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日午後15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。令和6年10月時点で当該事案に基づく個人情報の不正利用被害は報告されていない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年4月5日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定	地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが		事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の保管・消去 - リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数を関したるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)